

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい減額認定証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの減額認定証を破棄し、新しいものをご使用ください。

住民税非課税世帯にもかかわらず、減額認定証をお持ちでない方は、一度手続きが必要ですので役場窓口で手続きを行ってください。◎有効期限が保険証と異なりますのでご注意ください。

減額認定証の色も変わりません（オレンジ色です）。

※減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です。

世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方	
区分Ⅰ	・世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方

医療機関でのお支払いについて

◎高額療養費 1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。

区 分	1か月の自己負担限度額	
	①外来 (個人単位)	②外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
減額認定証 交付対象者	区分Ⅰ	15,000円
	区分Ⅱ	24,600円

→ {
・1%とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費総額 - 267,000円）の1%を表しています。
・（ ）内の金額は、過去12か月に3回以上、高額医療費の支給を受け、4回目以降の支給に該当した場合の自己負担額です。

◎入院したときの食事代など 入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部（標準負担額）をお支払いいただきます。

区 分	食事療養標準負担額 (療養病床以外に入院された方)		生活療養標準負担額 (療養病床に入院された方)	
	食事代		食事代	居住費
現役並み所得者・一般			1食 260円	1食 460円※ 1日 320円
交付対象者	区分Ⅰ	年金受給額が80万円以下の方	1食 100円	1食 130円 1日 320円
		老齢福祉年金を受給している方		1食 100円 0円
	区分Ⅱ	90日までの入院	1食 210円	1食 210円 1日 320円
		過去12か月で90日を超える入院	1食 160円	

※一部医療機関では、420円です。

◎高額介護合算療養費 同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601（札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階）
安平町役場 健康福祉課国保医療グループ ☎ 4555